

第 5 回千代田区特別職報酬等審議会 会議記録

日 時：平成 21 年 7 月 30 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 51 分

場 所：千代田区役所 8 階 第 2 委員会室

出席者：（委 員） 8 名（定数 10 名、欠席 2 名：長井委員、藤原委員）

（説明者） 総務職員課長

（事務局） 総務職員課長、総務職員課職員

発 言 者	発 言 内 容
武藤会長	定刻になりましたので、只今から、第 5 回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところをご出席賜りましてありがとうございます。 本日は、長井委員と藤原委員が所用のためご欠席でございます。 前回の議事録につきましては、既に事務局からお送りさせていただいていると思いますが、訂正等がございましたら、来週中に事務局までご連絡ください。 それから、第 3 回までの議事録につきましては、皆様からの訂正のご意見がございませんでしたので、区のホームページに掲載し、公表することといたします。 それでは、審議に入りたいと思います。 本日は、答申文のまとめに入っていきたいと思います。答申案文については、私から事務局に指示をして作成をし、間際になりましたが、皆様のお手元にお送りさせていただいたところでございます。今までの議論の過程でのご意見等も答申案文に記述させていただいております。改めて答申案文を机上にお配りしておりますので、事務局から答申案文の内容について、説明をお願いいたします。
総務職員課長	本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。事前に答申案文をお配りさせていただいてございますけれども、本日、再度、全体で 8 ページほどですので、全文をもう一度読ませていただきまして、ご意見がありましたらご意見をちょうだいさせていただきたいと思います。なお、藤原委員、先ほど会長からお話がありましたとおり、本日は欠席でございますけれども、事前にファクスでご意見をちょうだいいたしました。その部分につきましても書き込ませていただいておりますので、その部分は後ほどご紹介をさせていただければと存じます。 では、まずお手元の答申文案、頭から一通り朗読をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 では、担当の主査から。
事務局	（答申文案朗読）
武藤会長	どうもありがとうございました。読むのもなかなか大変だと思いますが、それでは、いかがでしょうか。
総務職員課長	その前に、ちょっと補足、よろしいでしょうか。
武藤会長	はい。どうぞ。
総務職員課長	すみません。では、若干補足をさせていただきますと、今、朗読させていただきました答申文の 8 ページの（7）ノーブレス・オブリージュというパラグラフでございますが、ここにつきまして、藤原委員

	のほうから、私はこういうふうな理念、信念を持っているんだということで、これはファクスをいただいたところでございまして、この部分の扱いにつきましては、本日、あと次回もちょっと出席できないというご連絡ですので、審議会の委員の皆様方の意見を聞いて判断をしていただいて結構ですというふうに伝言を賜ってございますので、ご報告をさせていただきます。それが1点。 それから、細かいところで恐縮でございますが、今、私も再度見ていまして、2カ所ほどワープロミスがございまして、細かなところがございますが、1つが4ページの中ほど、(3)の①の2行目、「主要論点」となっていますが、これは「主要な論点」ですね。これは2ページのところと同じ表現にするということで、「主要な」ということで「な」を入れていただければと存じます。 それから、もう1カ所が6ページの下から5行目、⑭のパラグラフ、(区長・副区長△1.66%減、議員△1.24減)の「減」が抜けてございました。その2カ所、おわびして訂正をさせていただきます。
武藤会長	それから、細かい点であります、7ページの3の(2)の2行目「など諸説あるが」は、「諸説があるが」ですね。
総務職員課長	そうですね。失礼いたしました。
武藤会長	そのように読まれました、先ほどは。ほかにはありませんか。 よろしいですか。それでは、全体について、どこでも結構です。特に最後の(7)の藤原委員のところについても、このままでいいか、何かご意見がございましたらと思いますが、いかがでしょうか。
堀田委員	7ページで、赤に印字された意味は何ですか。
総務職員課長	事前にファクスもしくはメールで送らせていただいた部分から、さらに文言を訂正したそうです。赤の部分が、前回お目通しいただいた部分から変わっているところということでございます。
水野委員	6の最後、8ページの行政委員に対してですが、これはあまりまだ議論をこの委員会では深めてないですけれども、本当はもうちょっと深めなければいけないと思うんですが、これはこの程度の書き方です。よろしいものですかね。私は、日当制に移行したほうが良いというふうにかねてから思っているんですけれども、これは皆さんのご意見がいろいろまだ煮詰まっていらないです。また、答申しろというご意向もないんですけれども、ただ、参考意見として述べるということです。この点について、もう少しはっきり書いたほうがいいのか、それとも、現在係争中だから、この程度でとどめておくべきなのか、その辺は皆さんのご判断はいかがでしょう。
武藤会長	いかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。
岡本委員	行政委員会の委員については、一番最初的时候にもちょっと言ったんですけれども、この報酬審の対象になってないので、含めるということも検討したらどうかという趣旨もあったほうが良いと思います。審議した結果が日当になるかどうかということです。ただ、行政委員会も監査委員から教育委員、まあ、区はないか、農業委員会ですか。やっぱり性格が違いますから、全部ひと並びという扱いは、多分、私はできないだろうと思っています。よ。 だから、その辺も、大津地裁のやつは、まさに日当制になじむよう

総務職員課長	なところだけをピックアップして訴訟に持ち込んでいるわけですね。全部じゃないんですよ、あれは。ところが、一般的にはどうも行政委員を一口で議論されて、行政委員も日当制みたいなところに話がいつちやっている傾向がありますので、私は、この報酬審は、特別職であれば、行政委員会の委員も特別職の一種ですから、これは対象に含めてもいいのではないかという趣旨も、今後議論するということはそういう意味ですよ。そういうふうに思っています。 それから、議会のほうは、政務調査費とか費用弁償とかありますけれども、それもこの報酬審で議論をしてもいいのではないかということも、たしかニュアンスとしてあったんじゃないかと私は思いますけどね。本体だけではなくて、全体として議論すると。つまり、年俸の議論をする場合には、そういうトータルの数字を把握しないと議論ができないわけですから、資料だけ出されるよりも、それに基づいて議論をしていくという報酬審の審議対象を、これをちょっと書いていただいたほうがいいかなと思います。当然条例改正が要るわけですから。 それと、あまり今日はもう言わないようにと思って来たんですけれども、感想だけ。ちょっと長過ぎて、これ、読むのが多分大変だろうと。せっかく書いてもらったので申し訳ないんですけども。要は上げる理由も下げる理由もないから据え置きだよということですから、そこだけ書けばいいんじゃないかと思えますけどね、簡単に。つまり、それはなぜかという、当然区長に答申するわけですから、その裏には区民というのをやっぱり意識してやったほうがいいと思いますから、多くの人がどれだけこれを読んでいただけるかということも考えていただいてですね。 それから、最後のその他の意見で、ちょっとひっかかるのは、前のほうにありますけれども、主な論点、「主な」という表現が、主なやつと主じゃないのはどういう基準で仕分けたのかというふうに、ちょっと私もひっかかりました。 それから、7ページのその他の意見の最後の「今後とも」のパラグラフですけども、「区長及び区議会の実質的な判断により」云々と書いてありますけれども、ということは、この報酬審の審議を経なくていいよと。自分たちで勝手にやれと。下げるところはみんなもうやってきたと、報酬審に関係なくね。ということですから、上げるところだけこの報酬審に諮って、お墨つきをもらいたいと、そういう今までの報酬審議会の長い間の隠れ蓑的なあれじゃないかと言われてきた、それを証明するような表現はあまりないほうがいいかなと。もっと言うと報酬審はなるべく常設しておいて、下げる場合もやっぱり報酬審があるのなら、そこに一声かけてからやると。区民向けの、下げましたよという、そこだけは報酬審に一切かけないで、とっととやっちゃうわけでしょう。だから、それはちょっとこの報酬審の位置づけというか、関係から見て私はどうもしっくりいかないという気がするので、どうせなら、やっぱり報酬審議会というのを置くのであれば、一応常設にしておいて、別に毎月やるわけではないので、必要なときはそこで議論していただくというような仕掛けのほうが私はよりいいのではないかと、こういう印象を持ちました。それは今後の話ですけどね。 まず、冒頭ございました行政委員会委員の月額報酬の件でございますが、これは前々回の中で資料を出させていただいてございますけれども、大津地方裁判所で判決のあった、対象となった行政委員会の委員というのは、選挙管理委員会の委員さんは千代田区もあるわけでございますが、そのほかは労働委員会の委員と、あともう一つは収容委員会の委員でございますが、今、岡本委員からもありましたとおり、
---------------	---

	水野先生もおっしゃいましたが、委員の性格が全然違うんですね。 千代田区で該当する行政委員会の委員といいますと、選挙管理委員会には確かにダブるわけですが、このほかには教育委員会の委員、そのほかには監査委員、ですから、実質的には３つだけでございます。 今回の判決には、そもそも監査委員会と教育委員会の委員は全く触れられていないということで、この辺については、捉え方はやっぱり極めて難しいですね。そもそも委員さんの役割が全く違いますし。ここの部分についてどういう議論をしていくか、例えば報酬審の対象にするかどうかというのは、当然それはするべきだというご意見もあるかと思いますが。逆に今の仕組みと申しますと、今現在の仕組み、これは前回も申し上げたかと存じますが、今の千代田区の仕組みは、区長が決めればいい形になっています、月額にするか月額にするかは。当然、選挙管理委員会、教育委員会、あと監査委員のご意見を聞かなければいけないとは思いますが、そういう仕組みになっていますので、それは報酬審の対象にしたらいんじゃないかという、そういうご意見をいただくのは大いに結構かと思います。 それから、岡本委員のほうからありました、今後の、例えば当報酬審を常設にするべきだとか、当然そういうふうな取り組みをしている自治体もございますし、それも皆さんのご意見で、別個その他の意見のところに、（９）か何かを起こすという形でそれは結構ですし、あと、今あったところで言いますと、どこでしょうか、幾つかの中に、ただ、ばらして入れちゃうよりも、報酬審については常設も含めて検討するべきだというのを起こしたほうが、もしかするといいのかもしれないですね。 それから、最後にありました７ページ目の上から４行目、「今後とも」というところがございますが、これも前回お話ししたかと思いますが、報酬本体、今回申し上げますと区長・副区長の報酬の給料、議員さんの報酬の月額部分については、これは諮問をいただかないと上げることでもできなければ、特例条例で下げることは可能ですけども、上げることは実質的にはできないという仕組みでございます。 ここで言っているところは、期末手当を主に言ってございまして、実は勧告が１０月ですので、正直申し上げますと、今のところ全くわかりません。まさかプラスの勧告が出るとは私も思いませんが、どうなるかわからないという状況で、もし万が一、１０月の答申の中で、期末手当をさらに削減しなさいと。今回０．２か月下げていますけれども、さらに０．２か月下げろと言われた場合、場合によっては区長・副区長、議会のほうで何らかの判断をしななければならないということが出るのかなということで、あえてこの部分を入れさせていただいたことですので、勝手にやっていいよというお墨つきをいただくという、そういう趣旨で書いた文章ではありませんで、むしろ注文をつけたというような意味合いでとらえていたんですけれども。
武藤会長	今の部分でいうと、５ページの⑤のところに、２つ目の段落、「また、千代田区の特別職の期末手当（６月期）についても」というところですが、「区長及び区議会の自主的判断により、区長・副区長は０．２月の減、議員については０．１５月の減とすることとされた」ということですか、この「自主的判断」というのは、区長と区議会が職員の期末手当の減額に合わせて自主的に判断ということなんですか。どこをどう変えるんですか、期末手当については、もう、自由に自主的な判断で上げたり下げたりできるということですか。
総務職員課長	先ほどの藤原委員のノーブレス・オブリージュではありませんが、

	自主的に上げるというのはまずあり得ない話で、区長・副区長に関しましては区長提案で、議員さんの報酬については、これは議員提案です。ですから、区長は区長としての判断、議会は議会、手続をご案内の方は、各派協議会、あとは議会運営委員会等々に諮って、それで議員提出議案にしましょうということで、これはまさに自主的な判断でやられたということです。
武藤会長	現在も区長の地域手当を半分にしているというのも、やり方としては同じですか。
総務職員課長	はい。同じです。ただ、今回の臨時的削減につきましては、あくまでも臨時ということで、これは条例改正のテクニックになりますが、条例の本則を改正するのではなくて、附則で、平成21年6月期に関しては0.2下げますよという附則をつくりました。ですから、本則はそのまま残っています。
武藤会長	そうですか。そうすると、次のところにはそれが適応されないということですか。
総務職員課長	はい。次回は元に戻ってしまいますね。ですから、もし12月期もやる、もしくは来年もやるということになれば、またその都度附則で定めるか、あとはまた報酬審でご審議いただいて、もう抜本的に下げちゃうという手もあるのかもしれないし、あと、前回以来ご議論いただいているように、むしろ年俸で示しちゃったほうがいいんじゃないかみたいな考え方もあろうかと思います。そこはまだ全くわからないという状況です。
武藤会長	では、今、岡本委員から、前にも提案がありました、この審議会の常設で、大きな変化があったときに即時対応できるような審議会そのものの常設化と、それから、もう一つは、審議会の検討対象ですが、ここでは報酬の額の定め方と額の適否ということが問われているんですけれども、それを行政委員会の委員の報酬についても対象にしたかどうかと。 それから、もう一つ岡本委員がおっしゃられたのは、議員の費用弁償、政務調査費、これは（５）に書かれていますので、これはいいですね。表現がこれでいいかということで、第三者による議論の場を設けて論議すべきであるということと、この委員会の対象にするというのは、ちょっと、第三者の議論をするということと、この場で議論するんだということは、同じ場合もあるし、違う第三者委員会ができる場合もありますけれども、そのことですね。それをどのように表現するかということですが、どうでしょうかね。ちょっと字が小さくて読みづらいのですが。
総務職員課長	もう少し拡大いたしましょうか。ちょっと今、ワープロ打ちさせていただきましたが、もし（９）で入れるのであれば、特別職報酬等審議会については、その諮問対象の拡大や常設の審議会とすることも検討すべきであると、こんなような文言を入れるとか、今は確かに報酬の額の適否と、先ほど冒頭に書いてある「定め方」というふうに非常に限定をされてございますので、行政委員会の委員の部分だとかいうところが実は欠落してございます。議会の政務調査費についても今は別個の条例になってしまっていますので、報酬審の対象になっていません。条例改正がどのみち必要になります。ですので、今すぐというわけにはなかなかこれはいきませんけれども。

	これも1回目の資料に出させていただきますが、自治体によっては、常設のところは当然ございます。あと諮問対象を、例えば政務調査費も含めているところもございます。数は少ないですけども、トータルとして考えようということだと思います。
武藤会長	それでしたら、類似の委員会がいろいろできるよりも、この委員会で全部議論したほうが複雑にならないかと思いますので、7ページの一番下、(5)の「議員については、議員報酬のほかに別途、費用弁償と政務調査費が支出されている。当審議会の諮問事項ではないが、これらを含めた第三者による議論の場を設けて議論すべきである」というのも、これも含めてですね。
総務職員課長	それでは、同一のパラグラフに入れちゃったほうがいいですか。
武藤会長	同一じゃなくて、そこの性格が違うということもありますので、これを(5)ではなくて、後ろに持ってきて、ですから、(6)、(7)、(8)が(5)、(6)、(7)に繰り上がりますが。
総務職員課長	では、(5)を(8)に持っていきますか。
武藤会長	(8)に持っていくのがいいですかね、入れかえて。 どうぞ、平委員。
平委員	私は、岡本委員のご発言を聞いてもそうですし、この審議内容を考えても、今の常設にするとか、ほかの行政委員のことも含めて考えるとか、また特別職の報酬の決定の仕方も年俸制にするとか、それが大事なんじゃないかなと思うんですよ。そのために、皆さんがぱっと集まって、5回、6回やって終わりというのでは、いつまでたっても前に進んでいかないと思いますので、私は1番上に書いていただきたいと思うんです。それで各論がこうありますよというふうに入れていただきたいんですけど、いかがでしょうか。
総務職員課長	それはもう、皆さんのご意見で。
岡本委員	だから、その他の意見の位置づけが、主な意見という言い方もあるけれども、要するに個人的に勝手にしゃべったんですよ。この審議会としては何ら意思確認していませんよというふうにとられるのか、会としてまあまあの合意がとれた意見ですよというふうにいうのかという、そこがないんで。
武藤会長	それは後者ですよ。個人からの提案ではありますがけれども、審議会の意見とするということですので、ここに書くわけですから。
岡本委員	だから、いろいろな都市を見ると、そういうレベルのものもあるし、まあ、こんなのがあったよというような少数意見にとられる書き方、いわゆる少数意見みたいなやつ、大体その他というのは少数意見的にとられるんですよ、世間では。こんなのもあったのかという程度ですよ。
総務職員課長	もしそんなふうにとられるのであれば、私も会長がおっしゃるとおりで、私どもで受けとめさせていただいて、今後取り組まなければいけない課題だというふうに考えています。ですから、次回、区長に答申するときに、終わった後、懇談の時間を若干とらせていただきます

	ので、ぜひ岡本委員のほうからも、区長に対してそういうふうに要請をしていただければ。 ただ、大変申し訳ありませんが、この件につきましては、議会とか、当然、行政委員会等を通さなければいけないので、区長が一方的に条例提案してできるというものでもありませんので、若干お時間をいただく可能性はございますが。 要するに報酬決定の仕組みを、例えば今、政務調査費は議会が決めるという形になっていますので、議会の自立権と申しましょうか、というところでやろうという議論ですから、これを例えば区長が決めるということになりますと。報酬審は区長が諮問しますので、そうすると権限の問題も含めてかなりけんけんがくがくの議論が巻き起こる可能性はありますので、若干お時間をいただくかもしれませんが、とにかく今回のご議論を聞かせていただく中でも十分必要性は感じますので、やはり何らかの場でやらないと、年俸制の問題も含めて、毎回毎回、3年に1回同じような議論が蒸し返される可能性もありますので、そこは受けとめさせていただきたいと考えています。
岡本委員	すみません。この審議会のあり方みたいな意見ですけれども、たまたま前回も私、委員になっていたものですから、常設化の話と、政務調査費絡みのやつを一本化して議論すべきだというのは言ったんですよ。でも、全然生かされてないし、多分、こういうふうに突発的にやると、担当者もかわりますし、メンバー構成も変わるので、次はまた1から始まるみたいになっちゃうんですね。 私は、これ、第三者委員会というのなら、もう少し区長から独立性を持たせないと、区民から見て、区長の異議なし諮問委員会だねみたいに見られるんですよ、これはどうしても。だから、その都度必要があるときに設置するというやり方よりは、この委員会そのものをもう少し本来の趣旨に沿って独立性を持たせていく、そしてきちっとした議論ができるように期間と体制を整えるということをやらないと、この報酬審をつくれなんていうのは、昭和39年ごろ旧自治事務次官通達でつくったわけですよ。でも、ほとんど何十年たっても、みんな同じようなことをやっているんですよ、見てみると。そのときは、まだ公聴会や参考人も呼んで開けと、そこまで書いてあったんだけど、残念ながら一切やっていませんよね、我々は。つまり、もっと区民の意見をきちっと吸い上げろと、分かりやすいようなね。そういうのがやっぱりこの審議会の僕はねらいだと思います。 必要なときに区長がつくって、答申が終わったら、はい、さようならという、そういう委員会よりは、もう少し私は独立性を高めた仕掛けにしておいたほうが、答申を受ける区長さんもいいのではないかと、いうふうにも思いますし、できたら、その他の意見でもいいですけども、これに対する区長の回答をきちっといただきたいと。それは議会の場でもいいし、どこでもいいんですけどね。そのぐらいきちっと一貫性がないと、多分、皆さん方、また次の報酬審の委員になっても、何となく消化不良の感覚を持つんじゃないかと思いますよ、私自身がそうですから。というふうに思いました。
武藤会長	なるほどね。それは岡本委員が前期から引き継いでいる委員としての貴重なご意見だと思います。 課長がおっしゃられた議会との関係の部分ですが、このことについて、区長提案なのか議員提案なのかという、国でも内閣提案か議員提案かで、どちらかに分かれるんですが、共同提案という方式はないんですか。

総務職員課長	やはり提案者というのは、区長もしくは議長になっちゃうんですね。
武藤会長	じゃ、どちらが提案したとしても、例えば区長提案でも、議会が賛成すれば千代田区の条例になるわけですね。
総務職員課長	もちろんそうです。
武藤会長	ですから、議会からの委任ももらうような形の審議会にして、区長からも独立をし、議会からも独立をする本当の意味での第三者的な機能を持つ審議会に位置づけ直したらどうか。提案の仕方はどちらかだとしてもですね。そういうところも、最初のところの、まずこの審議会の位置づけ、それから、審議事項の範囲ということについて書いてらどうかと思うんですけども、よろしいですか。
岡本委員	ちょっとその延長ですけど、この報酬等審議会もこれは条例ですね。だから、どちらが出そうが、決めているのは議会ですから、条例になったら単体の条例ですから、両方拘束力がなくなる。ただ、その設置根拠が区長の附属機関という自治法上の位置づけになっているわけですね。当時は議会に附属機関を置けないという解釈で、つまり、法律の根拠はない。しかし、現在は100条の2で、議会にもいわゆる附属機関を置けるようになっていきますよね。ですから、議員報酬については、議会が別に報酬審議会を持っているところもあります、逆に言えば。ただ、区長は予算の提案権があるわけですから、議員の報酬を提案してもおかしいというふうにはみんな思っていないですね。だから、どっちが提案するということよりも、この審議会はそもそも何でつくられたのかという、そのところをあんまり、つまり、何十年もやっているわけですけど、何となく皆さん、世間であんまり認知されていないんですよね。多分、区民もそういう審議会があるというのは、ほとんどの人は知らないんじゃないかと思いますけどね。 だから、そういう状態からやっぱり少し脱したほうが、議員にとっても区長さんにとっても、区民にとってもいいのではないかというふうに思っていますし、今、条例を見たんですけども、報酬等の額ということで、さっき言った期末手当とかは入ってないんですか。
総務職員課長	はい。支給率については一応、これはこれまでの慣習と申しましょうか、取り扱いですが、率については答申いただいたことはございません。あくまでも額という形で、報酬月額、給料月額にとどまっているわけですね。
武藤会長	ということは、条例の変更をしないとできないんですか。
岡本委員	解釈でいけるんじゃないの。
総務職員課長	解釈で読める範囲と、明らかに条例改正をしなければ諮問対象にできない部分と両方あるということですね。
平委員	私は一番最初、欠席してしまっただんですが、その後、お話を伺ったときに、今の区長さんの給料は、月額で高いと思いますか、安いと思いますかというお話がぱっと出たんですね。そのときに期末手当があるなんていうことはわからないわけですよ。そういうことを考えますと、期末手当も含め、退職金も含め、やっぱりすべてのものを網羅した形でやらないと意味がないと思うんですが。

総務職員課長	それは前回もご議論いただいたとおり、まさに年俸制の議論、区民代表としての区長もしくは議会の活動に対するコストをどれだけ負担するのかという、まさに年俸で示せという、これは前回ご議論いただいた議論に通じるところだと思います。
岡本委員	これは何か資料をつくりますか、我々はそれで半分にしろとか言っているのではないんで、分かりやすい、説明しやすい資料をつくったほうがいいよねっていうだけの話ですよ。年額にしたら、支給は別に月額支給でもいいわけですから。
水野委員	12で割ればいいわけですからね。
総務職員課長	そうです。要するに今回、地域手当の議論をお願いしましたけれども、その中でありましたとおり、確かに今回は地域手当を廃止すると、見た目の給料月額が上がります。ほかの自治体は、逆に地域手当を上げていますので、見た目の給料月額は下がるんですね。ところが、総体としては変わってない。そのほかに、期末手当の支給率がばらばらです。今回、臨時削減、千代田区長は0.2月やりましたけど、ほかの自治体は、例えば0.05月なんていうところもありますし、全く削減しないという都道府県、市町村もございました。ということで、実態論としては、期末手当、あとは退職手当も含めて総体で考えないとわからないんですね。それはご指摘のとおりだと思います。 だから、今後のステップとしては、少なくとも透明性を増すということであれば、年俸制を選択する。期末手当、退職手当も含めた形で4年間の総体のコストを考えるということも、取り組みとしては必要だと思います。 ただ、そのためにはかなりの議論、あと会場ですね、今、一応この場合は条例設置の審議会で、会議体としては、区の中でも極めて重い会議体の位置づけになっているわけですが、むしろ懇談会的なもののほうが自由に議論ができる可能性もありますので、その場合のほうが、むしろ区長が諮問する、議長が諮問するという形ではなくて、共同設置みたいなものも、もしかするとできるのかもしれない。ただ、執行機関と議決機関という形になっているので、なかなか共同設置というのは難しいかもしれないですね。
武藤会長	なるほど。共同設置は難しいけれども、答申案文が出たときに、議会に事前に了解をもらうというのは変ですかね、やっぱり。根回ししているみたいですね。
岡本委員	それから、議員報酬については、今回、実質的な議論はほとんどしていませんよね。だから、常勤の長に対して何%なんていうのが果たしてどれだけ合理性があるのか、我々は説明できませんよね、本当に80%でいいのかとか。だから、そこら辺も、そもそも論を言っただけですけど、報酬とは何ぞやというと、やっぱり基本的には役務に対する対価みたいな感じですから、どれだけ働いているかという、その評価をしないで額が出るなんていうことはあり得ないですよ、本来は。結局、近郊とか、いろいろなデータで、隣近所と一緒にしろと。でも、その比較も、もう年俸でないと比較できない状況になっていますよね。 だから、やはりここらで報酬審議会がそういう機能を果たすためには、もう少しこの審議会のあり方も議論を始めておかないと、そういう議論ができる受け皿がまずないというのは、多分、皆さんも実感されたんじゃないかと思いますが、議会の議員報酬のほうは、本当は区

武藤会長	民にとっては、私は関心が高い。区長さんは1人しかいませんから。というふうに思うんですね。 この諮問も、議員の報酬の額の定めからと、先に議員が出ているんですね。だから、そこは、本来議員が決まって、その倍で区長が決まるというような、逆ですからね。今の考え方は、区長を決めて、そのほぼ半額。で、今回は据え置きということになりますから、ちょっとずれが生じてきますけれども、確かにその点について十分議論ができない。それをするためには、議員さんの活動実態、活動実態というよりも、理論的な、何を報酬対象とする議員の活動と考えるかということで、そこをもう少し実態調査と理論的な組み合わせをした上での考え方を整理しておかないと、難しいと思うんですね。 例えば大学教員も全く同じで、こうやって千代田区のために仕事をやって、大学の給与からは別枠になるわけで、私の場合も何が大学から出すべき給与なのかという、ここを厳密にするとなかなか難しい話で、いつも外で仕事をやっているじゃないかって、しかられてしまうかもしれませんので。
岡本委員	それで最後に1つ、もうこれ以上は言いませんが、当審議会が大体この8月でという、その必要性。私が思うには、答申というのは、全部フルセットで1回でやる必要はない。急ぐやつだけ先にやっておいて、次にという、そういう時差答申もありますからね。だから、来年度予算に反映させるのであれば、まだ12月でも私なんかは間に合うと思うし、急ぐのがもしあれば、そこだけ先に答申しておくとかいうのもあり得るんですね。これは別に世間一般でもやっていますから。というやり方もあると思いますけど、いかがですか。
総務職員課長	それは常設の議論とセットだと思います。常設で設置させていただくことが可能であれば、その都度諮問させていただいて、答申を受けるという作業になります。
岡本委員	今回、ほら、急ぐやつだけ答申しておいて、まだ残りは結論が出てないということであれば、別に。つまり、今、まだこういう課題がいっぱいあるねというのが出て、でも、さようならというのは、何かちょっと不自然ですねと思って。
総務職員課長	今は3年に一度という条例の規定になってしまっていますので、多分その辺の見直しとセットでやらないとあれですね。
岡本委員	少なくとも3年に一度と書いてあるんですね、条例は。必要があるときは意見を聞くことができるという、その前に項目が入っているんですけど。だから、事実上、私は解釈によっては常設かなとも見れるんですね。これは。必要があるときは意見を聞くことができます。そして、少なくとも3年に1回と書いてありますから。だから、この条例を素直に読めば、常設とも読めなくはない。
総務職員課長	これは常設じゃないんですね。
岡本委員	3年に1回というのは義務で、必要があればいつでも聞けるというのが条例ですよ。
総務職員課長	はい。実は、個人情報保護審査会というのがありまして、これは常設なんですけれども、過去10年ぐらい実はなかったんですね。です

	から、委員さんだけ委嘱はしているんですが、そもそも不服申立てがないので開かれなかったんですが、このところ続けて何件かあるんですけれども。ですから、そういうふうな扱いにすることも、条例改正は必要ですが、できるので。はい。ですから、今後の常設化の議論とそこはセットで検討させていただければなと思いますけれども。
岡本委員	現行条例でもできるんじゃないですかね。
総務職員課長	いや、ちょっと現行条例ではやれないですね。
水野委員	今後の課題ですよ。
番委員	今後の課題ということをはっきり出して、確かにその他の意見だと、アットランダムに出てきちゃったというだけみたいに見えるので、もう少し本筋のところを書き込んでいただくと、あと各論的なものをその後につけていくというような形でやればよろしいんじゃないですかね、今の審議会の課題ということにして。
武藤会長	そうですね。7ページの3のその他の意見、「以下に当審議会の審議の過程で出された主な意見を記する」という文章ですが、これは確かに少数意見としてこういうのがいろいろ出てきたぞというような書き方に、確かになっていますね、ここは。もう少しここは文章を追加して、「以下、当審議会の審議の過程で出された意見について、当審議会で審議し、審議会の意見として以下に記述する」では、どうでしょうかね。「過程で出された主な意見について」、「ついて」の後、点を入れていただけますかね。「当審議会で審議した結果、審議会の意見として以下に記述する」と。
事務局	見出しは、やっぱりその他。
武藤会長	その他の意見ではなくて。
岡本委員	やっぱりその他がわかりやすいんじゃないですかね。
事務局	審議会で審議した結果。
武藤会長	そこではなくて、文章の最後のところですよ。「当審議会の審議の過程で出された主な意見について、当審議会で審議した結果、審議会の意見として以下に記述する」。
岡本委員	「主な」は外したほうがいいんじゃないですかね。
武藤会長	そうですね。「主な」は要らないですね。最初の「以下」は要らないですかね。
事務局	「当審議会での審議の過程で出された意見について」。
岡本委員	「当審議会での」もなくっていいね。「審議の過程」からでもいいんじゃないですか。
武藤会長	そうですね。「審議の過程で出された意見について、審議した結果」。
岡本委員	最後に「当審議会の意見として」と、「当」をつけちゃえばいいん

	じゃないですか。
武藤会長	そうですね。「意見について審議した結果、当審議会の意見として以下に記述する」。そうですね。今の（１）はそのままですね。
事務局	（９）が頭に来る。
武藤会長	そうですね。（９）に書こうとしていた審議事項の範囲。
総務職員課長	これはこういう形でいいですか、「特別職報酬等審議会については、その諮問対象の範囲の拡大や、常設の審議会にすることも検討すべきである」という言葉を。
武藤会長	そうですね。まずはそのことを。
総務職員課長	これを（１）に持って行って、頭ですね。
武藤会長	はい。そこですね。
総務職員課長	（２）に（５）の政務調査費、以下番号繰り下げ。
武藤会長	そうですね。（２）のところの文章をちょっと前に出したこともありますので、「議員については、議員報酬のほかに別途、費用弁償と政務調査費が支出されている。当審議会の諮問事項ではないが、これらを含めた第三者による議論」。
番委員	それらを含めた議論をする必要があるというふうに、「第三者による」というのを消さない。「審議事項ではないが」というのも消していいんじゃないですかね。
総務職員課長	では、そこを消して、「支出されている」で、次の「当審議会の諮問事項ではないが」を切ると。「これらを含めて議論の場」、「第三者」は要らないですか。
岡本委員	要らない。
総務職員課長	要らないですか。「これらを含めて議論の場を設けて議論する」。
岡本委員	「設けて」というと、また別にみたいになるから。
総務職員課長	「これらを含めて議論すべきである」。
岡本委員	それから、こだわりますけど、年俸制のやつは、私はもうちょっとクローズアップさせたほうが。つまり、私が結構、自分がおかしいのかと思って、いろんな給与の専門家とか、随分いろんな人に聞いたんですよ、学者とか弁護士さんとか。みんな大賛成だもんね。それが今の時代の風ですよ。つまり、今までの出し方はみんなおかしいと思っているんですよ、ほとんどの人は。わからないと言うんだね。だから、水野さんが言ったように、分かりやすいほうがいいということからいってもね。と私は思うんですけども、どうでしょうかね。
総務職員課長	今後の議論になるのかもしれませんが、ぜひ年俸制等については、いろいろお知恵を拝借したいんですが。

岡本委員	いや、もうやるかやらないかだけの話。
総務職員課長	いや、そうじゃなくて、要するに年額で出しちゃうというだけだと、単に金額を年収であらわすだけです。あんまり意味がないんじゃないかなという議論も前回ありましたけれども。
岡本委員	わかりやすいもの、手当とか、そういうのも全部。
総務職員課長	区長は通勤手当も出ていませんし、年収だけしかないんですが、議員さんに関しては、費用弁償、いわゆる実費ということで、今、1回に5,000円。あと政務調査費、その議論ですね。まあ、ただ、現時点では、私の口からはいかんとも申し上げられない事項ですけれども。
武藤会長	順番として、3番にきたのが今の1番で、議員報酬という地方自治法の一部が改められたことについて述べられているわけですね。ですから、(2)がこれは含めて、すべて。
岡本委員	あと、昔の(3)は(1)と(2)、議員報酬の名称変更と、常勤であると思われていた区長さんの年俸制の話もほんとうはリンクするんですよ。
武藤会長	そうですね。ということは(3)ですね。資料のほうの(2)の、そちらでいうと(4)になりますかね。それで区長さんの話だから、(3)を。
岡本委員	退職手当と年俸制もリンクしているんですよ、含めるという話だから、本来は。
武藤会長	次の(5)、特別職の報酬等をめぐっての年俸制の話になってくるところを、それを前に持ってきてみましょうかね、(4)に。
総務職員課長	今の画面上の(5)を上を持っていきますか。
武藤会長	はい。(5)を上を持って行って、それを(4)にして、次を(5)にして区長で、次の区長の(6)は。
岡本委員	これは実質年俸制につながる議論ですね。
武藤会長	そうですね。年俸制につながる議論ですね。
岡本委員	退職手当にもつながる議論なんですよ。ここで皆さんで議論した中身は。だから、そこはあんまり切り分けないほうがいいんじゃないですかね、断片的に。
総務職員課長	センテンスと一緒にしちゃいますか、番号をとって。「また」とか、接続詞でくっつける形のほうがよろしいですか。
岡本委員	そのほうがいいと思いますがね。
武藤会長	ちょっと長くなり過ぎませんか。
総務職員課長	若干長くなりますけれども。

岡本委員	前半の長さに比べれば、大丈夫です。
武藤会長	前半のところは、区民にわかりやすい概要版みたいなものをつくらとどうでしょうかね。
総務職員課長	それは、当然、簡単なダイジェストはつくります、ペラ1枚。答申するときも全部読むわけにいかないの、それをベースに会長のほうから区長のほうに答申していただければと思いますので、それはポイントを示したものをつくりま。
岡本委員	これ、区長は読まないよ。こんなに長かったら。
総務職員課長	いや、ちゃんと読んでいただきますので、せっかく、トータル約10時間ご議論いただいていますので。
岡本委員	結論は何だと、それだけだよ。
武藤会長	それから、水野委員からご提案がありました。もうちょっと下げていただけますか、順番を変えなくてはいけませんから、そこが(7)になって、行政委員会の委員のところ、これは日当制への検討ということまで書いたほうがいいのかというご意見ですが。
岡本委員	そこは、さっき言ったように、若干切り分けたほうがいいと思いますね。ひとくくりに行政委員と言ってしまうのは、ちょっと私は、メッセージとして、若干誤ったメッセージを伝えるかなという気がしま。
総務職員課長	こういう言い方をしたのは、要するに、さっき申し上げた委員の役割が、とにかくみんなばらばらという。例えば収容委員会の委員さんなんていうのは、案件がなければ、おそらくお集まりにならないと思うんですが、教育委員会の委員さんというのはそうではなくて、定例会は月2回ですけれども、そのほかに、例えば学校の卒業式に行つて、教育委員会の告示をやったりとか、当然、事件があれば臨時会で集まるとかいう役割もございますし、選挙管理委員会の委員さん、あと監査委員さんは今日も木曜日で定例の監査の日で、毎週木曜日いらっしやっているんですね。いざとなれば、区を代表して訴訟の相手方になるような、そういうような特別な役割もあるので、一概に言えないので、ちょっとこのような「役割」や「位置づけ」というような言葉を入れさせていただいたんですが。
岡本委員	行政委員会の委員の報酬についても、当審議会で審議対象にすべきではないかみたいな書きぶりはどうなんですか。
武藤会長	それはできるの？ そこまで。
岡本委員	いや、意見だから。実際、報酬審でやっているところもありますよ。行政委員会の委員の報酬も。
総務職員課長	では、例えば一言入れますか、当審議会の諮問対象とすることも含めて議論するべきというような言葉を入れましょうか。例えば各行政委員会委員の役割や位置づけ等を総合的に勘案して議論するとともに、当審議会の諮問対象とすることも含め検討するべきであるとか。

岡本委員	水野さんも、ここで議論してもいいよという意味もあるんでしょう、当然。行政委員はね。その場合も、また、さっき言ったように月額か年額か日当かと。今はほとんど議論をされていませんからね。
水野委員	そうそう。
総務職員課長	確かにおっしゃるとおり、今現在、行政委員会の委員さんも月額報酬を議論する場というのはいないんですね。だから、区長が決めればいいというスタンスになってしまっていて、この間の第2回定例会も、たしか世田谷区議会が区長に対して、行政委員会の報酬を月額制も含めて見直すようにという、たしか決議をしたと。要するに区長が決めるという仕組みになっちゃっていますので、決議をしたというふうに聞いていますが。
岡本委員	それは、額だけじゃなくて、要するに行政委員会のあり方にも係る話なんですよ。要するに執行機関の首長と別にまた行政委員会、執行機関をつくったわけですね。つまり、区長に権限がすべて集中し過ぎないようにというのが、多分、制度創設の趣旨だと思うんですけどね。その報酬を区長がばんばんと決めていると。ちょっと高過ぎるところもあるというのは、結構、区長のコントロールが行政委員会にも効き過ぎているんじゃないかという見方は結構あるんですよ。 だから、行政委員会は委員会としての役割をきちっと果たすためには、やっぱり報酬なんかについても、もうちょっとわかりやすい決め方、区長の舌先三寸で決めるんではだめよという、嫌な言い方をすれば。やっぱり私は、そういう委員会のあり方に根っこがあると思っていますので、どこかで議論をするというのは非常にいいかなと思います。額だけじゃなくて、委員会のあり方に係る話につながるといいますけどね。
武藤会長	そうですね。だから、区長が決めるというときに、いろんな審議会に諮問することがありますので、区長が決めるという制度は、それはそれでいいと思うんですが、その決める際に、どこに合理的な判断を求めていくかということですから、この審議会に諮問をするというのが、全体の制度の中で、区長も議員も諮問しているんですから、行政委員会も諮問するとしたら、ここでしょうね。ただ、そういうふうにしていくと、区長が責任を持っていることの俸給とか給与とかということにすることが全部ここに来るとなると、非常勤職員の給与という、公務員ワーキングプアなんていうのは、最近そういう言い方をされたりするんだけど、そういう問題もここに入ってくると、ちょっとややこしいかなとは思いますが、行政委員の報酬の部分はこのになるのがいいのかなという気はしますね。
水野委員	行政委員会のそういう、何かアンバランスで不公平だという感じが区民にはあるんじゃないかと思うんですよ。ですから、監査委員は、私が監査委員をやっているときは、週に2～3回は確実に委員会を開いていましたから、それなりに評価されるんですけど、選管とか教育委員会は、月に1回か2回のときもあるんですね。そのかわり現実には選挙が始まると、もろに忙しくなる。だけど、それが終わると、平時は全くないわけですよ。そうすると、月1回の顔合わせ程度、それで報酬はいつもどおりというのでは、何かちょっとアンバランスだな、不公平だなというのは、何か問われるんですよ。 ですから、やっぱりこれは、もうちょっとなじみ方があるんじゃない

	いか。それは区長が決められるんだから、都ではどうあろうが区長は。だから、今回のときに、それをもっと言ってくれりゃいいんだよね。そうすれば、当然、会長が議論の対象にして、実態を聞かせていただいてということになると、それじゃ、何々が望ましいというようなことで答申ができたんでしょうけど。
岡本委員	それは区長の最初の挨拶で一言あったでしょう、行政委員について。ただ、自分の方からすれば、条例で対象事項になってないというね。私は事前にちょっと言っておいたんだけどね、やったほうがいいんじゃないのというのは。ですから、会長、この答申で8月までで急ぐ部分と、そうでもない部分を切り分けるかどうかですね。もし切り分けなければ、今後の課題ももう少しは皆さん、議論できます。でも、1本で8月で終わりだといえ、ここで終わりですよ。
水野委員	23区で、ほかは行政委員に対して触れているところがありますか。
総務職員課長	現在、23区の中では1団体もございません。
水野委員	1つもないの。
総務職員課長	ええ。例えば新聞報道レベルですけど、例えば神奈川県知事が月額制を日額制に改めますなんてことをお話ししたというような記事はありましたけれども。先ほどもちょっと申し上げましたとおり、行政委員さんによって、全然役割がばらばらなんです。
水野委員	そうそう。だから、当区の場合は、区長の英断で、収入役という三役のうちの1つをなしにしているわけですよ。これ、大変なことだと思うんです。金額にして年間2,000万円ぐらいのものがなくなりますから。普通の事務職員に、課長さんに対応してもらうということですからね。そこまで進んでいるんだから、行政委員は当然手をつけなきゃと思うんだよね。
武藤会長	ここの文章は、「行政委員会委員の役割や位置づけ等を総合的に勘案して議論すべきである」と、こうなっていますので、ちょっとこの段階では、日当制へという判断はなかなか難しい。なぜかといいますと、選管のように忙しい時期とばらつくものもありますし、それから、特に都道府県の場合の労働委員会というのは、実は都道府県間ですごくばらつきがありまして、東京や神奈川はあるんですが、ほかのところはほとんどないんですね。しかも、責任も仲裁裁定を出したりとか、個別の事件についてはかかわっていくような、結構時間がとられることもありますので、滋賀県では日当制でよくても、神奈川県や東京都はちょっと大変じゃないかというようなこともあるんですね。 ですから、なかなか今の段階では、日当制という判断もできませんし、教育委員会と監査委員と、それから選挙管理委員会が千代田区の行政委員ということですので、ちょっと日当制という言葉は入れずに、とりあえず「総合的に勘案して議論すべきである」ということでご理解いただけたらと思うんですが。
水野委員	結構です。頭出しだけしていただいて、喚起だけしておいていただいて、あと次と、それで結構ですよ。
武藤会長	それから、この審議会を、8月までのこれを第1次答申にして、次の第2次答申にいくかどうかということについては、ちょっとそれは、

	区の今年度のこの審議会の位置づけをどうしようと思っていたかとか、区長としてもそういう方向で、次の答申でいいのかどうかというのは、なかなか分かりませんので。ただ、ここで答申をすると、この審議会は終了ということですか。
総務職員課長	はい。一応今の扱いは、開いて答申をもらって、一応それで1つの任期は終了するという扱いです。ですから、先ほど申し上げた個人情報審査会みたいに、任期2年とか、任期3年とかいうものとは違うという形です。諮問・答申で1つの完結と。それを常設ということにすれば、逆に今度は任期を2年とか3年とか定めて、その都度委嘱をしてという形に改めるということになりますね。
武藤会長	そうすると3年後ということになりますよね、今度は。
総務職員課長	その間にもし条例改正等々ができれば、任期を定めるような形の条例改正にして、常設化という形になりますけれども。
岡本委員	だから、今後の課題が多分、継続される保障は全くないということです。したがって、区長さんのお答えをやはりどこかできちっと担保したいなど。議会答弁でも何でもいいので、正式な記録に残る形で。
武藤会長	だから、提出をするときに区長からお答えをいただけると、そういうふうに思っていてよろしいんですか。
総務職員課長	でも、私は区長じゃないので。区長がどのような反応を示すか、ちょっとわかりませんが。
岡本委員	それはそうですね。区長にしないといけませんね。
総務職員課長	ただ、いずれにせよ、当然そういうような動きも今後必要だというふうに思いますので。ただ、相手のある話ですので、区長の一存ではおそらく、すぐやるともやらないとも、多分申し上げようがないのかなと思いますけれども。
岡本委員	じゃ、議会で答弁してもらおうか。議員に質問してもらって。
武藤会長	そうですね。なかなか難しいところですが、区長が積極的にならなければ、なかなか動かしていくのは難しいという側面はありますので、そこは、この審議会としてどこまで強く押せるかということだと思うんですけどね。
水野委員	岡本さんの委員会は、月1か、月2ぐらいでやっているんですか。
岡本委員	政務調査費ですか。
水野委員	はい。例の政調の。
岡本委員	あれは、議長さんによって相当違うんですよ。前の議長さんはあんまりやらなかったんですよ。今度、桜井さんにはちょっと言っていないけどね。 いや、ここで今後の課題をはっきり言えば、すぐできることですよ、私から言わせれば。法律改正も何も要りません。やるかやらないかの判断だけすれば、すぐできます。ね、会長。

武藤会長	この審議会の意見としてですか。
岡本委員	ええ。この課題を区長がやろうと思えば、そんなに問題はないんですよ。
武藤会長	区長がやろうと思えばね。
岡本委員	ええ。やる気があるかないかだけの話。そう言っておいてください。
水野委員	保科さんのほうから区長に、雑談でこんな話もありましたと言える？
堀田委員	その他の意見を今後の課題に改めたということで、この委員会の諮問された以外のことで言いたいことはここですよと、これははっきりしたと思うんですね。それをもって2次答申にしないで、1次答申の中の重要部分に、3の今後の課題が入っていますよと。これをきっちり答申のときに伝えればいいんじゃないですか。そのときに、岡本委員の意見も含めて、条例では3年に一度開かなければならないけれども、もっと頻繁に開いてもいいということに、条例の解釈でできますよと。 それから、諮問をされたことにしか答えられない図式じゃなくて、もっと幅広くやらないと、議論が中途半端になっているのが事実だということが今後の課題に入れてありますよと、こういうことをきちっと伝えて、後の対応は、議会にもそれは当然伝わることでしょうから、それらは、議員についても意見を出してもらえればいいんじゃないでしょうか。
岡本委員	今はほんとうに町村議会でも、でもと言ったほうがいいけれども、住民といろいろ懇談会をやりますよね、直接対話を。そのとき出た意見については、きちっと次に回答するんですよ、議会側も。できないとか、できるとか。そのぐらいやらないと、住民は今、言いつばなし聞きつばなしでは、もう信用しませんよね。特に住民と近いところほどそうですね。 ただ、やはりせっかく答申をするんですから、区長さんも何らかの形でお答えをしていただきたいな。
水野委員	会長が骨を折ったこの案文で、区長はかなり、好判断するんじゃないですか。
武藤会長	そうですね。ここを読んでいただければ、わかっていただけるという内容にはなっていると思いますね。ただ、これを本格的にやるとなると、今のような月1でいいのかというところで、それをやっていると3年ぐらいかかってしまいそうですので、やっぱりもうちょっと集中的な議論をしなくてははいけませんし。
水野委員	そうそう。ですから、当然、いわゆる積み残しがまだあるんだという感触がありますから、そうすると、それじゃ、それはどうしようと、そういうお考えになるでしょうよね。ですから、そこいらを続けられる、だけど、こういう議論というのは、1回締めちゃって、新しくまた委員になって、新しい会長になっちゃうと、また新規になっちゃうから、継続性がないんですよ。ですから、岡本委員じゃないけど、継続性があって、次はこのテーマだ、これをひとつ皆さん議論してくだ

	さいというようなことでやっていくと、かなりいい、また区民の皆さんの意向も聞いてきていただいて、いい議論ができると、こう思いますね。
武藤会長	そうですね。そこは総責任者としての区長にこの対応は考えていただくということで、今回はこれだけ大きな問題を出しておきましたので、区長の判断を仰ぐということで、ご承認いただけたらと思います。
水野委員	結構です。
武藤会長	では、答申案文を、先ほど文書を直したりしましたので、もう一度画面をご覧くださいながら確認したいと思いますが、前のほうは直していませんよね。さっきの文言の修正だけです。だから、7ページのところからで結構ですので、ちょっと読み上げていただけますか。
事務局	(修正文書案 朗読)
武藤会長	ありがとうございました。(8)のところは、藤原委員のご意見は、もうこれでよろしいですね。
水野委員	いいと思いますね、私は。
岡本委員	具体的にちょっと表現整理が要るところがあるので、あとはまた会長と事務局でお願いしたいんですが、(8)の最後が「ないだろうか」というのは、ほかと言いぶりが全然違いますので。
武藤会長	そうですね。表現は、藤原委員が意見を出されたそのものになっていますので、もうちょっと審議会の意見に変える必要があります。
総務職員課長	「区民の目には移ると考える」とか、そういう形でいかがでしょうか。
武藤会長	そうですね。
岡本委員	あと、出だしの言い回しが、もうちょっとないですかね。いきなり「公務を志し」から入っちゃうから。
総務職員課長	ここはこだわりがあるらしいんです。前回もおっしゃっていましたが、やっぱり公職ということをおっしゃっていました。
岡本委員	いや、言葉はいいんだけど、言い回し。
総務職員課長	「公職」にしますか。よく公職の候補者なんていう言い方をしますが、藤原委員は、公職ということはかなり強く意識していらっしゃるようです。ですから、「公職を志し」という言葉でも構わないと思いますが。「公職を志し、特別職の立場にある人に対して」。
平委員	「特別職のような公職を志す者に対して」とか。
総務職員課長	そうですね。「特別職のような」。
岡本委員	「対しては」とかね。
総務職員課長	「特別職のような公職を志す」。

岡本委員	もうなっている人のことをいうんだから、「志す」じゃなくて、「志した」ですね。候補者じゃなくて、当選者ですからね。
総務職員課長	すみません。「公職を志した人に対しては」ですか。
岡本委員	何か国語の勉強会みたいになっちゃったね。
総務職員課長	いや、これは、藤原先生のファクスの言葉をそのまま忠実に書いていますので。
岡本委員	そうか。じゃ、本人にもう一回確認してください。
総務職員課長	いや、いらっしゃらないんですよ、しばらく。日本にいらっしゃらないということなので。
武藤会長	それは審議会の意見になりましたので、ここで皆様のご了解をいただければ、今度は藤原委員から文句が出ない限り、了解だと思うんですが。
総務職員課長	あとはお任せしますというふうにお言葉をいただいていますので、大丈夫だと思います。
岡本委員	あと、(4)、(5)、(6)はどうですかね。最後の年俸制にみんなつながれませんか。もうちょっと短く削れるところは削って。(4)を最後に持ってきて、(5)、(6)で、実際に取り組みもあるよというつなぎみたいにできませんかね。
総務職員課長	じゃ、これ、(4)と(5)を残しておいて、ここに何か入れて、このような特別職をめぐってはとか、接続詞を入れて、全体を包括する。
岡本委員	そのほうがわかりやすいんじゃないかと思うんです、ここで議論した流れは。「今後大いに議論」というのもいいんですけど、「大いに」というのは「積極的に」となりませんか。
総務職員課長	なるほど。「長期的に」とか。
岡本委員	いやいや、もう長期的だったら。議会用語で「可及的速やかに」というのは、ちょっと格好悪いよね。でも、いろんな人が言っていたよ。区長なら、年俸制と言ったら絶対あの人は乗るよって、僕、大分言われたんだけどね。
武藤会長	いかがでしょうかね、これで。大体こういうことでまとまってきましたけれども、次回の会議で答申文の最終確認をいただいて、引き続き区長への答申といった運びにしたいと思います。 次回の会議の日程ですが、答申を踏まえて、条例改正を9月開催予定の第3回区議会定例会に提案するというスケジュールから、8月6日もしくは7日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。ご都合のよい方が多い日をとってというふうに思います。また、その際、区長との懇談という時間もとりたいと思いますので、8月の6日か7日。これは区長は大丈夫なんですか。

総務職員課長	一応 6 日、7 日の 11 時から、区長の時間を仮押さえさせていただいておりますので、その時間からは、区長とご自由にご懇談いただいて結構です。
武藤会長	1 時間ぐらい。
総務職員課長	はい。お昼の時間が入っちゃっても構いませんので。
水野委員	7 日はだめ？
総務職員課長	6 日、7 日、どちらでも結構です。ちょっとその前後は、夏休みですけど、細かな日程が入ってしまして、とりあえず 1 時間は確実に押さえてありますので。
	(日程調整)
武藤会長	岡本委員は両方ともだめだとおっしゃっているの、岡本委員の意見をなるべく私が代弁するということで、という意見もありましたということ。
総務職員課長	では、6 日、一応 1 時までとれたということなので、ですから、12 時半とかいうぐらいの時間で大丈夫です。11 時半にやって 12 時半。
武藤会長	では、11 時半からということ。
総務職員課長	もうこれでほぼ確定ということであればいいんですけども、もし事前に確認するということであれば、多少お時間を前にセットしていただければ。 では、6 日の 11 時ということによろしいですか。
武藤会長	11 時ということにして、この案文の確認をもう一度していただくということですね。
総務職員課長	おしりが一応 13 時までとりましたので。じゃ、軽食を用意させていただきます。 では、8 月 6 日 11 時ということで、次回は答申という形になりますので、下の 6 階の一番最初の特別会議室でやります。また別途、場所につきましてもご連絡申し上げます。
武藤会長	では、これで第 5 回の千代田区特別職報酬等審議会を閉会させていただきます。お忙しい中、どうもありがとうございました。
	—— 了 ——